規制改革集中受付月間／全国規模での規制改革要望に対する見解の確認（様式１）

（回答欄）								（再検討要請欄）	（再回答欄）			（当室記入欄）	（最終回答欄）			（要望事項欄）							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	当室からの最終確認事項（要望者意見を含む）	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z3000010	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第７２条	弁護士法第７２条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	①にきａ ②につきｂ	①につきＩ ②については検討中	①　弁護士法以外の法律において同法第７２条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第７２条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が第１５６回国会で成立（平成１６年４月１日に施行）。 ②　親会社が子会社の法廷外法律事務を無償で取り扱うことは現行制度においても可能である。親会社が子会社の法律事務を有償で業として取り扱うことと弁護士法第７２条の関係については、司法制度改革審議会意見（平成１３年６月１２日）及びこれにのっとって作成された司法制度改革推進計画（平成１４年３月１９日閣議決定）を受け、司法制度改革推進本部事務局(法曹制度検討会)・法務省において検討しているところである。		・回答では、親会社が子会社の法廷外法律事務を有償で取り扱うことと弁護士法第７２条の関係については、司法制度改革推進本部事務局・法務省において検討しているとのことであるが、機能的・費用的な効率化等の観点から、「企業グループ内における親会社の法廷外法律事務の相互委託」を要望しているものであり、弁護士法第72条の前提である「不特定多数」に該当せず、さらに訴訟代理等法廷事務まで望むものではないことから、これらの点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 ・また、回答では、平成１６年度までの実施は困難とされているが、司法制度改革推進計画においては、本件について「遅くとも平成１６年３月までに所要の措置を講ずる」こととされており、その整合性等を確認するため、具体的な実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			原回答のとおり （弁護士法第７２条は、「不特定多数」を前提にするものではない。司法制度改革推進計画は、弁護士法第７２条について「対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保すること」を求めるものであり、その観点から親会社が子会社の法律事務を有償で取り扱うことについて、現行制度において可能であるかどうかを含めて検討しているところである。）					5018	5018070	三井住友海上火災保険㈱	7	弁護士法第72条の見直し	[redacted]	弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせることが適当でない法律事務（訴訟の代理など）は弁護士法において明確化する	法務省 司法制度改革推進本部
																5029	5029190	(社)日本損害保険協会	19	弁護士法第72条の見直し		弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせることが適当でない法律事務（訴訟の代理など）は弁護士法において明確化する。	法務省 司法制度改革推進本部